



心の絆ネットワークからのお知らせ

令和6年10月

ごあいさつ

理事長 児玉宏



やっと秋が近づきつつあります。皆様いかがお過ごしでしょうか。今年度、新たな役員体制のもとで事業活動の発展を目指すこととなりました。これからも皆様や社会の役に立てるよう力を合わせてまいりますのでよろしくお願いいたします。

<新役員体制>

理事長 児玉宏

副理事長 茶山ちえ子

理事 薬真寺満里子、國山晴夫、類家直樹、畑山秋良

監事 桑原陽子

塚永行は理事を退任し相談役となりました。

後見活動報告 ～ Kさんの生き様から学んだこと

昨年冬、ある訪問看護ステーションから電話がありました。軽い認知症があり、身寄りがいない方の後見についての相談でした。これまでは理事の知り合いなどから受任に至るケースばかりで、初めて法人への直接相談から受任に至ったケースでした。

Kさんは80代の男性。申立の最中から入院され、いったん退院するものの再び入院されました。長く入院すると身体的にも認知面も弱ってしまいます。

ある日、面会に行き看護師さんの名札を見て「あれ？お隣さんと同じ名前ですね」と話しかけると、なんと「お隣さんは私の姑なんです、うちの子は生まれた時からKさんにとてもかわいがってもらってるんです」と言われます。もうびっくり。私たちが知らなかっただけで、お隣さんとは30年以上の長く深い家族同然のお付き合いだったようです。以前Kさんが入院して手術を受けたときも保証人になって



らったり、洗濯物をお願いされていたようでした。Kさんは弱ってしまっただけからは叱咤激励を受けながらも、何かにつけて頼る存在だったようです。「おじいを一人では逝かせません」と、Kさんはその看護師さん家族に見守られて旅立ちました。

数か月の短い関わりでは、後見人としてKさんと心の交流までは至らず、事務的なサポート（入院の手続きや支払い、葬儀や片付けなど※注）しかできませんでした。それぞれに役割があると言えばそれまでです。なんとかKさんの希望どおり見送ることはできたかと思います。自宅の片づけが済み、お隣さんに挨拶に行くと「後見人の人がいて助かったよ、葬儀や支払いなど親族じゃないとできないことがあるからね」という言葉をいただきました。少しほっとしました。

※Kさんの場合、法定後見の「後見」だったため、身寄りがない場合、家庭裁判所の許可を得て葬儀や片付け、残金の支払いなど（死後の事務）を後見人が行うことができました。



広島市による「成年後見人等への報酬の助成」が拡大されました

後見人への報酬が負担となり、後見の利用をためらう方も多いと思います。広島市ではこれまで、助成を受けられるのは主に生活保護受給者でしたが、令和6年7月より対象が拡大されました。以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- 市民税非課税世帯
- 年間収入が 150 万円以下
- 預貯金等が 350 万円以下
- 扶養を受けていない、他に活用できる資産がない

これにより、収入が障害年金のみである障害のある方や低所得の高齢者にとっては、成年後見制度が活用しやすくなるのではないのでしょうか。くわしくは当法人や各区の地域支えあい課へご相談ください。



発行元

特定非営利活動法人 心の絆ネットワーク

広島市中区八丁堀6-11

TEL 082-221-8606 FAX 082-224-5032

メール info@cocoronokizuna.jp

心の絆ネットワーク

